

農業ひろさき

2018年10月1日 (第152号)

(平成30年10月1日)



編集と発行：弘前市農業委員会

弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172-40-7104

平成30年度中弘地区農業委員会大会



8月20日、中弘地区農業委員会連絡協議会（会長・成田繁則弘前市農業委員会会長）は、平成30年度中弘地区農業委員会大会を市内ホテルで開催しました。大会には、弘前市・西目屋村の農業委員及び農地利用最適化推進委員が出席し、提案された3件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

また、大会の前には研修会を開催し、農業委員会制度と業務、農地転用の留意事項や農地利用最適化の推進などについて、理解を深めました。

可決された次の3要望事項の実現に向けて、連絡協議会では関係機関に働きかけていきます。

①りんごの病害虫被害の抑止に関する要望

（病害虫被害のまん延抑制に向けた事業の拡充と、法的措置も視野に関係機関が
一体となった対応の強化を図るとともに、農業者への周知徹底すること。）



研修会の様子

②農地中間管理事業の推進に関する要望

（今年度で財政措置の見直しとなる機構集積協力金交付事業については、農地中
間管理事業の更なる推進のため、今後も事業を継続すること。）

（農地の集積・集約化が進みにくい樹園地については、規模拡大に伴い必要経費
が増大する農地の受け手側へのメリット措置を講じるなど、機構集積協力金交付事業とは別の制度を創設すること。）

③農業用貨物自動車の車検期間伸長に関する要望

（使用環境が十勝管内と類似している、収穫期以外の利用がほとんどない、積雪地域の中弘地区においても、農業用貨物自動車について、十勝管内の1市18町村と同様、車検期間を伸長すること。）

平成30年度 ひろさき農政会議

市では8月9日、市民の意見を農政に反映させるため、生産・加工・販売などの関係者で構成する「ひろさき農政会議」（会長・櫻田宏市長）を開催しました。



会議では、「農産物の生産力強化に向けた取組について」を
テーマに、平成30年度新規事業（住環境整備事業、省力化・
効率化緊急対策事業）に対する意見・感想などのほか農地（果
樹園地）の集積を促す取組などについて意見交換をしました。

委員の皆さんからの、意見・要望の主なる内容は次のとおりですが、今後の市の取組の参考となる会議となりました。

－労働力の確保－

- ・ベトナム人を雇用し、りんごの選果作業などに従事するため宿舎の整備でしたが、農業労働力確保住環境整備事業は、非常に有益であるので継続していただきたい。家具や備品なども対象経費になればさらに有益な事業となる。
- ・外国人労働力も必要であるが、市内の潜在的な労働力をどう掘り起こすということをやったほうが、費用対効果も高いのではないのか。

・宿泊施設として、廃校や空き家などをうまく活用できないものか。

・海外研修生に労働力を求めるだけでは、弘前のりんごの後継はどうなるのか気になる。

－園地の集積－

・果樹園地を広げていくためには、労働力がネックとなっている。人手があれば規模拡大ができる農家もたくさんいるが、人が集まらない。

－農家の意識改革－

- ・「農作業は日が明けてから暮れるまでやる」「炎天下や雨の中でもやらなければいけない」など農業のイメージがある。
- ・労働の時間帯・曜日などの柔軟な受入や作業する園地などにトイレを設置するなど、労働環境の充実を図る必要がある。

りんご樹雪害対策 農道等除雪事業

りんご樹の枝折れ防止作業及び消雪作業の促進を図るため、その除雪作業に係る経費の一部を補助する制度がありますので、ご活用ください。

◆条件

2車線以上のアスファルト舗装またはコンクリート舗装された道路

◆補助対象者

- (1) 土地改良区及びその連合体
- (2) 農業協同組合
- (3) 共同施行(当該事業を共同で行う、数人の者で構成)

◆補助対象経費

- (1) 人件費、(2) 消耗品費
- (3) 燃料費、(4) 物品修繕費など

◆補助対象となる除雪回数(上限)

通常除雪…1農道当たり10回まで
拡幅除雪…1農道当たり1回まで



◆補助金の額

1km当たりの各除雪単価を乗じて得た額または補助対象経費の実支出額の合計額のいずれか少ない額の2分の1以内の額

■問い合わせ先

農村整備課農村整備係(市役所前川本館3階)
☎ 40-7103

りんご樹雪害対策 スノーモビル農道圧雪事業

農道をスノーモビル走行し、圧雪することで、園地まで歩きやすくなり、りんご樹の雪下ろし作業や融雪作業を行うことができたため、枝折れなどの雪害を軽減できたとの報告を受けています。

今年度、この事業に取り組みたい町会や団体を募集しますので、10月31日(水)までにご連絡ください。

■問い合わせ先

りんご課生産振興係(市役所前川本館3階)
☎ 40-7105



女性農業者の皆さんへ～あなた自身の農業者年金を！

農業者年金は、次の3つの要件を満たす方が皆さん加入できます。

- 60歳未満
- 国民年金第1号被保険者
- 年間60日以上農業従事

農地の権利名義がなくても加入できる！



平均余命が長い女性農業者の老後をしっかりサポート！

国民年金+農業者年金で、国民年金の不足分をカバー！

■問い合わせ先

農業委員会農政係(市役所前川本館3階)

☎ 40-7104

農業用軽油引取税免証の交付申請について

中南地域県民局県税部では、平成31年に使用する農業用軽油引取税免証の交付申請を、次のとおり受付します。

申請書等の用紙は、中南地域県民局県税部及び農協各支店に用意してあります。申請が遅れると免証の交付も遅れることになりますので、受付期間を必ず守り、必要書類を添えて申請してください。

◆受付月日 11月5日(月)～11月30日(金)

◆受付場所 中南地域県民局 県税部

弘前合同庁舎本館2階(蔵主町4)

◆必要書類等

書類	申請者		個人・共同		組合・法人	
	新規	継続	更新	新規	継続	更新
1 簡易書留封筒(402円分の切手貼付のもの)※1	○	○	○	○	○	○
2 免税軽油使用者証(共同)交付申請※2	○		○	○		○
3 免税証交付申請書	○	○	○	○	○	○
4 免税軽油所要数量計算書	○	○	○	○	○	○
5 農業委員会発行の耕作証明書	○	○	○	○	○	○
6 免税軽油使用計画書(様式任意)※3	△	△	△	○	○	○
7 免税軽油使用実績書・受払書(様式任意)※3	△	△		○	○	
8 組合(法人)の定款・規約・商業登記簿謄本等				○		
9 組合員名簿(全員の押印があるもの)				○	○	○
10 使用機械譲渡証明書(販売証明書)※4	○		△	○		△
11 400円分の県証紙貼付の県税関係証明等原簿	○	○	○	○	○	○
12 誓約書	○	○	○	○	○	○
13 免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例申請書※5	△	△	△	△	△	△
14 前回交付の免税軽油使用者証	○	○		○	○	
15 免税軽油の引取り等に係る報告書	○	○	○	○	○	○

○…提出必須 △…※3～5をご覧になり、該当する方は提出が必要です。

※1 免税証の交付枚数が多い方は、切手代が402円を超える場合がありますので不足のないようにしてください。

(目安として、60枚を超える方は450円分、120枚を超える方は515円分の切手が必要です。)

※2 親子間で使用者証の名義が変わる場合には、関係を証明する書類(戸籍抄本等)が別途必要になります。

※3 個人・共同の申請者で、使用計画のある場合は、提出してください。

※4 使用機械に変更のある方については、更新の申請となり、新しい機械の譲渡証明書が必要です。

※5 特例(報告書を6か月分まとめて提出することができます。)申請を希望する場合は、提出してください。

■問い合わせ先 中南地域県民局県税部課税第一課

☎ 32-1131(内線228・378)

不正軽油は犯罪です！

不正軽油とは、脱税を目的として軽油に重油や灯油を混ぜ、軽油と偽って販売されているものです。不正軽油の製造、販売はもちろん、使用した人も10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が課されるなど、重い罰則が適用されます。

-不正軽油の撲滅にご協力を願います-

「秋の農作業安全運動実施中！」

収入保険の加入受付開始

ひろさき広域農業共済組合では、収入保険（保険期間：平成31年1月～12月）の加入申請受付を実施しています。

受付期間は、平成30年10月から11月となります。

【加入するにあたって必要な書類】

- 確定申告書B第一表
- 青色申告決算書（損益計算書）
- 青色申告決算書（収入金額の内訳）
- 事業消費、雑収入の内容が分かる書類（様式は任意）
- 畑作物直接支払交付金支払通知書（麦・大豆耕作者のみ）
年度ごと一式、最大4年分（平成26年～平成29年）

【聞き取り項目】

- ◆作付面積、収穫量などについて
- ◆営農計画（平成31年）について

これらの書類・聞き取りにより、加入を希望される農業者へ基準収入や負担額を提示し加入登録することができます。

受付会場については、ホームページや農業者へ直接ご案内します。また、ひろさき広域農業共済組合事務所では11月末まで常時加入申請受付を行っております。

早めの申請をお願いします。

■問い合わせ先 ひろさき広域農業共済組合

☎ 28-5700



平成29年度りんご産業イノベーション支援事業活動実績

市の平成29年度りんご産業イノベーション支援事業に採択された事例を紹介します。

補助事業者	株式会社ナカムラ（代表取締役 中村 輝夫氏）	<p>冷蔵施設搬出から選果作業</p>
事業の名称	りんごコンテナ小型化による集出荷現場における省力化・高効率化に向けた検証事業	
総事業費（税込）	7,452,000円	
補助金額	2,000,000円	
補助対象経費	15kgりんごコンテナ導入経費一式	
事業の概要・効果	<p>りんご移出業及び農地所有適格法人として、生産から販売まで一貫した流れを保有している立場から、15kg規格のコンテナを1万箱導入し、次の3点について有効性を検証した。</p> <p>①生産現場から集出荷現場までの運搬・積載作業 ②既存冷蔵施設を活用した貯蔵作業 ③冷蔵施設搬出から選果作業</p> <p>①、③については、15kgコンテナ導入により、パレットへの積み上げ回数が増加したものの、従来は男性でなければ運搬が難しかったものが女性や高齢の方でも作業可能となり、パレットの積載についても、一度に運搬できる数量に影響は無く、従来と同等の作業効率で実施することができた。</p> <p>既存冷蔵施設を活用した②の検証については、既存の20kgサイズより、15kgコンテナの貯蔵容量が若干減少するものの、従来とほぼ同等の貯蔵能力であった。</p> <p>①～③の検証を通じて、りんご生産者の高齢化が進む中では、今後あらゆる場面で小型コンテナの導入が見込まれる。</p> <p>自社で園地を所有（又は生産者と連携）し、自社でダンボールに詰め替えて販売する事業者であれば、小型化コンテナの導入は非常に有効であると考えられる。</p>	<p>既存冷蔵施設を活用した貯蔵作業</p>

■問い合わせ先 企画課（市役所前川本館2階） ☎ 40-0631

「黒星病に感染した実や葉は園地内で適正な処理を!!」

野焼きはやめましょう!

家庭や事業所から出たごみを、ドラム缶に入れて焼却したり、空き地や河川敷などで焼却したりする野焼きは、法律で禁止されています。また、悪臭や煙による近隣トラブルにつながるほか、ダイオキシン類などの有害物質を発生させるなど、健康への影響が心配されます。

例外として農業を営むためにやむを得ないものとして行う焼却は、法律で禁止されませんが、周辺住民などから苦情がないように焼却は少量にとどめ、煙や臭いには注意を払ってください。なお、農業用マルチなどの廃プラスチック類や農作業の休憩時に排出された弁当の容器、生ごみなどの一般ごみの焼却は法律違反となりますので絶対にやめてください。



やめよう! 不法投棄

ごみを人目につかない山林や、空き地などに捨てる人がいます。不法投棄されたごみにより、自然環境や景観が悪くなるだけでなく、元に戻すためには多くの労力と費用を要します。また、家庭ごみ集積所においても、市で収集しないごみを故意に捨てたり、農業に伴い排出されるごみ(事業系ごみ)を捨てる行為は不法投棄にあたる場合があります。

重い罰則が科せられます!

不法投棄や野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金(法人は3億円)または、その両方の罰則が科せられます。

■問い合わせ先 環境管理課資源循環係(弘前地区環境整備センター管理棟2階) ☎ 35-1130

わら焼きストップ!

わら焼きにより発生する煙は、地域住民の健康を害したり、交通を妨げたりするなど、社会的に大きな問題となっており、農業のイメージダウンにつながります。



水田へのすき込みや堆肥、家畜の飼料や敷きわらなど有効活用に努めましょう。

■問い合わせ先 農業政策課農産係(市役所前川本館3階)

☎ 40-7102



クマの被害に遭わないために、次のことについて注意しましょう。

- クマが出没するおそれのある山ぎわ付近での作業時や、クマの活動時間と重なる早朝や夕方は特に注意する。
- 笛を吹いたり、鈴、ラジオなど音が出るものを持ち歩くことで存在を知らせる。
- 廃棄したりんご・野菜を放置しておくとクマを引き寄せる原因となるので、適切に処分する。



【クマに遭遇したら】

- クマは逃げるものを追う習性があるため、後ずさりしながら静かに立ち去る。
- 大声を上げたり、攻撃したりしない。
- 子グマの近くには親グマがいる場合が多いため、見つけても近寄らない。

【クマを目撲したら】

- 平日日中は、下記問い合わせ先まで、夜間・休日は弘前市役所☎ 35-1111(代表)までご連絡を。

■問い合わせ先 農業政策課農産係(市役所前川本館3階)

☎ 40-7102

農地流動化情報

申出区分	整理番号	農地の所在	現況地目	利用状況	面積	希望価格	備考
売りたい	871	薬師堂字留長根 68-176	畠	休耕	15.23a	交渉次第	貸借も可
	874	清野袋字川田 551外2筆	畠	休耕	4.34a	交渉次第	貸借も可
	875	清野袋字川田 537-3外4筆	畠	休耕	34.16a	交渉次第	貸借も可
	876	清野袋字川田 615外1筆	田	休耕	2.14a	交渉次第	貸借も可
	882	国吉字目屋川 54-1	田	休耕	40.71a	交渉次第	無償で 貸借も可
	883	三和字下池神 31-1	田	休耕	1.23a	交渉次第	貸借も可
	884	大森字勝山 1175-2外1筆	畠	休耕	84.58a	交渉次第	貸借も可
貸したい	885	宮館字房崎 135-3	畠	休耕	16.87a	交渉次第	貸借も可 10a当たり 13,000~ 15,000円
	869	乳井字沢田 75-11	畠	休耕	32.50a	交渉次第	
	877	弥生字弥生平 617	畠	休耕	74.04a	10a当たり 4,000円	
	878	十腰内字野中 94	田	休耕	5.47a	10a当たり 5,000円~ 10,000円	
	879	十腰内字猿沢 30-1外1筆	畠	休耕	4.65a	10a当たり 5,000円~ 10,000円	
	881	十腰内字猿沢 417-6	畠	休耕	7.61a	10a当たり 5,000円~ 10,000円	

このほかの情報もありますのでお問い合わせください。

■取扱窓口及び問い合わせ先

①農業委員会農地係(市役所前川本館3階) ☎ 40-7104

②農業委員会岩木分室(岩木庁舎1階) ☎ 82-3111内線611

③農業委員会相馬分室(相馬庁舎1階) ☎ 84-2111内線805